

黒石市企業立地優遇制度のご案内

黒石市では、市内への企業立地を支援するための優遇制度を設けております。
進化する様々な企業の立地形態を考慮し、要件を緩和しました。（令和２年１２月）

対象地域

準工業地域、工業地域、工業専用地域、その他市長が適当と認める地域

対象施設

区 分	対象となる施設
生産施設	製造業の用に供する施設
運輸施設	道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業の用に供する施設
物流拠点施設	製造業、卸売業又は小売業を営む者が、物資の流通を目的に行う包装、荷役又は保管の用に供する施設
情報処理施設	通信業、情報サービス業、インターネット附随サービス業の用に供する施設
特定業務施設	事務所、研修所の用に供する施設

指定要件

区 分	立地形態		申請期限
(１)用地取得型	新設 空き施設	用地取得2,000㎡以上、かつ、延床1,000㎡以上	事業開始日の属する年の翌年の １月２０日まで
	増設	用地取得1,000㎡以上、かつ、延床500㎡以上（増設後、延床合計1,500㎡以上）	
(２)用地活用型	新設	延床1,000㎡以上	
	増設	延床500㎡以上（増設後、延床合計1,500㎡以上）	
(３)用地賃借型	新設 空き施設	用地借地2,000㎡以上、かつ、延床1,000㎡以上	
	増設	用地借地1,000㎡以上、かつ、延床500㎡以上（増設後、延床合計1,500㎡以上）	
(４)委託請負型	(１)(２)(３)の対象となる事業者から事業施設の一部の使用権原を有償又は無償等により付与され、相互の事業執行に必要な事業を営む企業で、投下固定資本5,000万円以上		

※用地取得型は土地を取得した日から５年以内に操業を開始することが条件となります。

優遇内容

項 目	内 容	要件等	申請期限
固定資産税の課税免除	新たに取得した土地、建物、償却資産の固定資産税について、事業を開始した日の属する年の翌年以降 3年間免除	指定施設の運用 (操業開始後、対象となる固定資産をまとめて免除申請)	課税免除の適用を受けようとする年の1月31日まで
雇用促進助成金	1人につき 30万円 限度額300万円 (1指定施設)	指定施設において事業を開始した日の3月前の日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までの期間に、※新規雇用者を1年以上継続して雇用	指定施設の事業開始後、2年を経過した年度の末日まで

※ 新規雇用者とは、対象施設の設置に伴い、当該施設の事業に従事させるために新たに雇用した市の住民基本台帳に記録されている者で、かつ、雇用期間の定めのない者で、雇用保険法の被保険者となります。

お問合せ先

〒036-0396 青森県黒石市大字市ノ町11番地1
黒石市 商工観光部 商工課 産業推進係
電 話 0172-52-2111 (内線642)
メー ル shoukourousei@city.kuroishi.aomori.jp

